

ともまち条例の進捗状況と 今後の取組について ～共に生きるまちづくりに向けて～

福祉保健部 福祉課

ともまち条例

第1章 総則

- ・差別の解消の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務や役割を明らかにする。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第14条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに法第15条に規定する啓発活動の実施に関し必要な事項を定める。
- ・障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

第2章 基本理念及び責務等

- ・差別の解消は、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、市民及び事業者が相互理解を進め、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。

第3章 差別の解消

第4章 共生社会の実現に向けた基本施策

- ・共生社会の実現に向け、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく取組、また、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく取組のほか、既存の障がい福祉制度等によるサービスを補完するために必要な視点を規定するもの

R5.3.24の検討委員会にて承認を得た取組内容を実行し、権利擁護部会にて進捗報告・今後の取組内容について協議していく。（第20条）

- ・情報・コミュニケーション支援(第14条) …P 2
- ・周知啓発の実施(第15条) …P 3
- ・社会参加の促進(第16条) …P 4
- ・交流機会の創出(第17条) …P 4
- ・心理的支援(第18条) …P 5
- ・認証(第19条) …P 5

第5章 雑則

ともまち条例の推進に係る取組について～情報・コミュニケーション支援～

【情報・コミュニケーション支援】

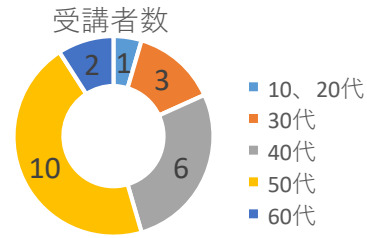
- 第14条 ・障がいのある人が自ら選択する意思疎通の手段を利用できるよう、意思疎通の手段の普及啓発及び利用の拡大、相談の受付及び支援を行う。
- ・障がいのある人が情報を円滑に取得できるようにするため、多様な意思疎通の手段による情報提供に努める。
 - ・災害時や緊急時、障がいのある人に対し、障がい特性に応じた情報提供を行う。

令和5年度の取組

- ①手話通訳の拡充
- ②手話通訳以外のコミュニケーションツールの導入・普及啓発
- ③避難所へのコミュニケーションボード設置

進捗状況について

- ①・手話通訳者の窓口設置時間の拡大
⇒R4年度まで：12時間/週
R5年度から：**16時間/週**
・手話奉仕員養成講座(入門編)の開講
⇒受講者数：**21人**(定員15人)、年齢層は右図のとおり



現役世代を取り込むことができた。
今後は定着支援に努める。

- ②コミュニケーション支援アプリ「UDトーク」の導入
⇒上記アプリを導入したしたタブレットを福祉課の窓口を設置したことにより、筆談せずとも、手話を言語としない方とのコミュニケーションが円滑になった。
- ③イラストの指さし等により意思や状況を伝えることができるコミュニケーションボードを避難所(34か所)に設置済み
⇒災害時や緊急時に意思疎通を図ることが可能になった。

今後の取組(案)

- ・手話サークルについて、ろう者同士の「交流」が中心となっており、新規利用者が参加しづらい雰囲気がある。
⇒手話サークルを「交流」の場から「勉強」の場へのシフトを促進することで、手話を習得したい人をサークルに取り込み、手話奉仕員登録者の確保を狙う。
- ・視覚障がい者への配慮と周知が不足している。
⇒当事者へ聞き取りを行うなどして、情報・コミュニケーション支援に対して不足していることを取組に加える。

ともまち条例の推進に係る取組について～周知啓発の実施～

【周知啓発の実施】

第15条 障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための周知啓発を推進していく。
相互理解を進めていく上で、幼少期からの取組が極めて重要であるという考えの下、必要な取組を進めていく。

令和5年度の取組

- ・チラシ、パンフレットの作成・周知
- ・広報さんじょう、SNSを活用した周知



広報誌



チラシ



パンフレット



X (旧Twitter)



ホームページ

周知啓発

| 時期 | 市民向け | 庁内向け |
|----|---|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・X (旧Twitter) ※以降継続 ・広報さんじょう(特集) | <ul style="list-style-type: none"> ・全庁向けチャットツールによる周知 ・新規採用職員研修向けカリキュラムに追加 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報さんじょう(連載) ※以降継続 ・チラシ(一般向け)の配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口関係課にチラシ設置 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配布 | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット(音声版・点訳版)の配布 | |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに動画を公開 | <ul style="list-style-type: none"> ・動画による周知 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報さんじょう(特集) | |

今後の取組(案)

- ・出張トーク(団体向け)のメニュー追加→ともまち条例に関する講座を開講し、各団体に理解を深めてもらう。
- ・課長級研修のカリキュラムに追加→市役所における条例の浸透を図る。
- ・チラシ(小学生向け)の作成・配布→幼少期からの相互理解を進める。

ともまち条例の推進に係る取組について～社会参加の促進、交流機会の創出～

【社会参加の促進】

第16条 障がいの有無に関わらず、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の活動への参加を可能にしていくため、活動機会の確保と併せ、参加するために必要なことを支援していく。

【交流機会の創出】

第17条 障がいに対する相互理解を促進するための交流機会の創出又は拡大が図られるよう支援していく。

令和5年度の取組

- ①障がい者福祉活動サポート交付金の交付
- ②地域活動支援センターの充実
- ③スポーツ、文化・芸術活動の推進
- ④フォーラム等の開催



進捗状況について

- ①R5.4.26 障がい者福祉活動サポート交付金交付式の開催
- ②R5.7.25 地域活動支援センター『ベリーベリー工房』の開設
- ③スポーツ…R5.11.18 ユニバーサルスポーツイベントの開催
文化・芸術活動…R5.12.2 ツナガルフォーラムと同時開催で障がい福祉サービス事業所の利用者の作品を展示
- ④相互理解・交流を図るための“ツナガルフォーラム”を開催
期日：R5.12.2 @体育文化会館
出演者：佐藤ひらり、市内障がい福祉サービス事業所、市内学校・団体ほか
内容：上記出演者によるコンサート、コラボパフォーマンスほか

今後の取組(案)

- ・スポーツ分野については、社会福祉協議会、スポーツ協会と連携し、ユニバーサルスポーツの普及を推進していく。
- ・文化・芸術活動については、“ツナガルフォーラム”の開催に向けた準備・打合せ、広報活動を進める。

ともまち条例の推進に係る取組について～心理的支援、認証～

【心理的支援】

第18条 障がいのある人の生きづらさや悩みに対するカウンセリングを通じて心の負担軽減を図り、行動意欲を促進する。

令和5年度の取組
ピアカウンセリングの実施

進捗状況について

- ・ピアカウンセラーを配置し、窓口、電話、LINEによるカウンセリングを実施
- ・精神障がい者専用LINE相談「ともまちライフ」を開設(友達登録：19人)



今後の取組(案)

- ・重層的支援体制(まるさぽネット)と連携しながら、対象者を把握するなど情報収集を行うとともに、利用につながるアプローチを適宜行う。

【認証】

第19条 共生社会の実現に向けた取組を積極的に実施する事業者を共生社会推進企業として認証する。

令和5年度の取組
共生社会推進企業（ツナガルカンパニー）認証制度の創設

R5.8月開始

R5年度
目標

112社/1,121社

認証要件

- (1)、(2)いずれかに当てはまる事業者
 - (1)障がいのある方や困っている方に対し、優しいサービスや合理的配慮を提供している、又は今後提供する事業者
 - (2)障がい福祉サービス事業所から物品や役務の調達をしている、又は今後調達する事業者
- ※提供する合理的配慮の内容や事業者の所在地・業種は問わない。

申請までの流れ

- ①三条市が作成した動画を閲覧
- ②HPの専用フォームから必要事項を記入し提出**又は**HPから申請書をダウンロードし福祉課に提出
- ③確認後、認証ステッカーを送付
- ④三条市HP及びX（旧Twitter）にて認証事業者とその取組内容について掲載



